

意見聴取の対象となる子ども・若者

- 区が、子ども福祉施策関係者の「意見を聴く・反映させる」取組を進めるために、区内のあらゆる子ども・若者の意見を聴く仕組みが整っているのかどうかを把握・整理する。
- 計画の対象は、子ども・若者や妊娠期の方、子育て家庭を対象として、その関係者も含めるが、令和7年度は子ども・若者の現状を把握・整理する。

1 意見聴取の対象となる子ども・若者とは

区内にはどのような子ども・若者がいるのか、国が考えた「意見をいう・聴く際の困難性（声を聴かれにくいポイント）に着目した整理」を参考とし、以下のとおり整理した。

声を聴かれにくいポイント		子ども・若者の例
1	・社会の仕組み・ルール、政策課題について知る機会がない ・意見を伝えやすい相手が身近に存在しない ・意見の背景にある状況や環境について相互理解がなされない ・安全で安心な場所で意見を言う機会がない ・意見を言うときや、いった後の心理的安定性が確保されない ・自分が伝えやすい表現方法で伝えることができない	子ども・若者（共通）
2	学校、地域、生活の場等を通じて情報や参画機会をつくることが困難	・不登校の子ども ・ひきこもりである子ども・若者 ・経済的に困難な家庭（生活困窮家庭）の子ども・若者 ・ひとり親家庭の子ども・若者 ・ヤングケアラー 等
3	意見表明の手法の選択肢が限られていることから受け止める側も聴くための工夫が特に必要	・障害のある子ども ・医療的ケアの必要な子ども ・外国にルーツを持つ子ども 等
4	意見を言うことが安全・安心でない等、意見を言う環境に特別な配慮や工夫が必要	・社会的養護の下で暮らす子ども ・社会的養護経験者 ・虐待を受ける、または受けたことがある子ども・若者 ・多様な性自認・性的指向の子ども・若者 ・いじめを受ける、または受けたことがある子ども・若者 ・DVを受ける、または受けたことがある子ども・若者 ・非行・犯罪に陥った子ども・若者 等
5	言葉だけでなく、年齢及び発達段階に応じて、その意思（想いや願い）が多様な形で表れ、受け止める側も聴くための工夫が特に必要な乳幼児	・乳幼児期の子ども（0歳、概ね1歳～3歳未満の幼児、概ね3歳以上の幼児） 等

※子ども・若者の例は該当すると考えられる一部であり、該当する全ての子ども・若者を網羅できているわけではない。

※これらの他、家庭や地域に安心できる居場所がない子ども・若者や自然災害、感染症、事故、犯罪にあった場合等の緊急事態下におかれた子ども・若者も声を聴かれにくい状況にあり、その声を聴くことも大切であると考えられる。

2 子ども・若者の状況

1で「子ども・若者の例」として挙げた子ども・若者について、法令等上の定義や、区が実施する事業上の整理は以下のとおりである。

	子ども・若者の例	法令等上の定義や、区が実施する事業上の整理等
(1)	子ども	・18歳未満の者及び、18歳以上20歳未満で学校や子どもに関する施設に在籍している者。なお、年齢により必要な支援が途切れてしまうことのないよう、一部施策においては対象の年齢を広げる。(豊島区子どもの権利に関する条例、子ども・若者総合計画)
(2)	若者	・18歳以上20歳未満で子どもでない者及び、20歳以上からおおむね30歳未満までの者。なお、年齢により必要な支援が途切れてしまうことのないよう、一部施策においては対象の年齢を広げる。(子ども・若者総合計画)
(3)	不登校の子ども	・「不登校児童生徒」とは心理的、情緒的、身体的、社会的要因により年間30日以上学校に登校できない児童生徒と定義。ただし、病気や経済的な理由による欠席は除外されている。 ※「学校を休みがち」、「登校しぶり」の子どもは含まれない。(文部科学省※)
(4)	ひきこもりである子ども・若者	・「ひきこもり状態にある人」とは、仕事や学校等に行くことができず、かつ、家族以外の人との交流をほとんどすることができず、次のいずれかに該当する人のことをいう(ただし、加齢による寝たきり、重度の身体や内臓の障害・疾患により外出が困難な人は除く)。 ①自宅や自室に閉じこもっている状態の人、②時々買い物などで外出することがある人 (子ども・若者総合計画)
(5)	経済的に困難な家庭の子ども・若者	・子どもの生活困難を以下の3つの要素に基づいて分類し、2つ以上の要素に該当する者を「困窮層」、いずれか1つの要素に該当する者を「周辺層」、両者を併せて「生活困難層」と定義。(東京都子供の生活実態調査)
(6)	ひとり親家庭の子ども・若者	母子世帯、父子世帯及び養育者世帯のこと。(令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果報告(厚生労働省)) ・母子世帯等の定義 母子世帯……父のいない児童(満20歳未満の子どもであって、未婚のもの)がその母によって養育されている世帯。 父子世帯……母のいない児童がその父によって養育されている世帯。 養育者世帯…父母ともにいない児童が養育者(祖父母等)に養育されている世帯。

(7)	ヤングケアラー	・「ヤングケアラー」とは本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。(ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 2021※)
(8)	障害のある子ども	・「障害のある人」とは身体的、知的、精神的な機能に障害があり、生活に制限を受ける人のこと。※障害の種類は多様で、それぞれの障害には独自の特性と課題がある。例えば、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害などがある。また、複合障害の場合もあることに留意する必要がある。(障害者基本法第2条※)
(9)	医療的ケアの必要な子ども	・「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為を指し、「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童(18歳未満の者及び高等学校等に在籍するもの)とされている。(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律※)
(10)	外国にルーツを持つ子ども	・国籍にかかわらず、保護者の両方またはどちらかが外国出身者である子どもや、海外生まれ・海外育ちなどで日本語が第一言語ではない子どものこと。(子ども・若者総合計画)
(11)	社会的養護の下で暮らす子ども	・「社会的養護」とは、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対して、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。 ・「社会的養護の子どもがいる施設」は、「家庭養護(里親、ファミリーホーム、養子縁組など)」と「施設養護(乳児院、児童養護施設など)」に分けられる。(資料集「社会的養育の推進に向けて」こども家庭庁 2023※)
(12)	社会的養護経験者	・児童養護施設や里親などによる養育(ケア)から離れた子ども・若者、社会的養護経験者のこと。(子ども・若者総合計画)
(13)	虐待を受ける、または受けたことがある子ども・若者	・「児童虐待」は、「身体的暴行」、「性的暴行」、「心理的虐待」、「ネグレクト」の4形態があると定義されている。(児童虐待防止法※)
(14)	多様な性自認・性的指向の子ども・若者	・性の構成要素には、「戸籍の性」、「性自認」、「性的指向」、「性表現」の4つがある。(性自認及び性的指向の困難解決に向けた支援マニュアルガイドライン(LGBT法連連合会)※)
(15)	いじめを受ける、または受けたことがある子ども・若者	・「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為

		(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」と定義されている。(いじめ防止対策推進法※)
(16)	DVを受ける、または受けたことがある子ども・若者	・「DV(ドメスティック・バイオレンス)」とは、配偶者や恋人などによって振るわれる暴力のことで、力によって相手を支配し従属的な状況に追い込む行為。殴る・蹴るなどの「身体的暴力」のほか、無視する・怒鳴る・脅すなどの「精神的暴力」、交友関係の監視・制限などの「社会的暴力」生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、避妊に協力しない、性的行為を強要する「性的暴力」などがある。(子ども・若者総合計画)
(17)	非行・犯罪に陥った子ども・若者	・「非行」とは、20歳未満の者が刑罰法令に違反する行為(触法行為)や、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれがある状態(ぐ犯行為など)を行うことであり、必ずしも犯罪に至らない行為も含まれる。一方、「犯罪」とは、刑罰法令に違反する行為全般を指す。少年法において、14歳以上20歳未満の少年も犯罪に該当する行為をした場合に、刑事責任が問われる可能性がある。(警察関係資料)
(18)	乳幼児期の子ども(0歳、概ね1歳~3歳未満の幼児、概ね3歳以上の幼児)	・「乳幼児」とは「乳児」と「幼児」の総称で、「乳児」は満1歳未満の者、「幼児」とは満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。(児童福祉法※)

※多様な子ども・若者の意見反映のプロセスの在り方に関する調査研究(令和6年3月株式会社NTTデータ経営研究所)より抜粋